入・退院結核患者届出票遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の１１の規定により、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、７日以内に保健所長あてに、届出をしなければならないところ下記の理由のため遅延いたしました。

　下記のとおり遅延理由、改善策について報告いたします。

記

患者氏名

遅延理由

改善策

令和　年　月　日

医療機関名

医師氏名

（署名または記名押印のこと）

奈良県郡山保健所長　殿

（担当：健康増進課　感染症係　TEL：0743-51-0194 　FAX:0743-52-6095）